

遺言信託等の手数料

1. 遺言作成サポートサービス

手数料 1,100,000 円 (変更手数料 110,000 円 *下記ご留意事項(2)参照)

※ この手数料は、遺言執行引受承諾業務の利用の有無に関わらず必要となります。

2. 遺言信託 (遺言執行引受承諾業務)

遺言作成サポートサービス利用無し

引受承諾料 220,000 円

変更手数料 55,000 円

執行報酬 通常料金

財産評価基本通達に基づく相続税評価額による執行対象財産額 (課税価格の特例等により減額される前の評価額) に下記執行報酬料率表の料率を乗じた額の合計額 (消費税等込)

※但し、遺言執行報酬の最低報酬額は 1,650,000 円 (消費税等込) となります。

遺言書保管手数料 月額 440 円

遺言作成サポートサービス利用有り

引受承諾料 無料

変更手数料 55,000 円

執行報酬 通常料金からの割引あり

- ① 通常料金が 1,650,000 円未満の場合
550,000 円
- ② 通常料金が 1,650,000 円以上の場合
通常料金 - 1,100,000 円

※万一、遺言執行引受承諾業務を解約しても、遺言作成サポートサービス手数料および見直し手数料は返金致しません。

遺言書保管手数料 月額 440 円

執行報酬料率表

遺言執行対象財産の区分	料率
「第四北越銀行」および「第四北越証券」に顧客として有する預金、投資信託、有価証券、信託商品等	0.33%

遺言執行対象財産の区分	料率
その他の財産	
1億円以下の部分	1.65%
1億円超3億円以下の部分	1.10%
3億円超の部分	0.55%

[ご留意事項]

- (1) 手数料等には、10%の消費税等が含まれています。また、手数料等は、今後の経済情勢の変動、銀行の取扱体制の変更等を理由として、当行により将来変更される可能性があります。
- (2) 上記「1. 遺言作成サポートサービス」中の変更手数料は、変更契約時の当行所定の料金を適用させていただきます。また上記「2. 遺言信託 (遺言執行引受承諾業務)」の遺言信託 (遺言執行引受承諾業務) の手数料・報酬等は、承諾業務引受時の当行所定の料金を適用させていただきます。
- (3) 当行の手数料・報酬とは別に、以下の費用等がお客さまのご負担となります。
 - ① 戸籍謄本・不動産登記簿謄本等取寄費用
 - ② 公証役場での公正証書遺言作成費用 (詳細は裏面)
 - ③ 遺言執行に必要な費用 (財産調査に係る各種証明書等取得費用、相続手続きに係る振込手数料、不動産登記に係る司法書士への委任費用等)
 - ④ 相続税申告等に係る税理士報酬 (当行業務の範囲外となります。)

公正証書遺言作成費用（ご参考）

公証人手数料令(平成5年政令第224号)

法律行為の目的の価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
1億円を超え3億円まで	5千万円を増すごとに 13,000円増加
3億円を超え10億円まで	5千万円を増すごとに 11,000円増加
10億円を超えるもの	5千万円を増すごとに 8,000円増加

目的の価額の合計が1億円までの場合は、遺言書1通につき11,000円加算します。

(注)

1. 手数料は受遺者ごとに計算します。
2. 目的の価額は公証人が証書の作成に着手した時の価額によります。
3. 公証人に出張を求めた場合、別途日当及び旅費等が必要となります。
4. 正本・謄本交付手数料1枚250円が必要となります。